



少額な返還インボイスの 交付義務免除の概要

いよいよこの10月1日からインボイス制度が始まりました。今まで何回かインボイス制度についてお話をいたしました。今回は実務でもよく発生する返品・値引きや売掛金から控除される振込料の処理についてお話しいたします。

1. 概要

適格請求書発行事業者が商品等の返品・値引きをした際や販売奨励金を支払った際には「適格返還請求書」を発行する必要があります。「返還インボイス」とも言います。売掛金から控除される振込料も値引きに準じて処理することになります。

「適格返還請求書」を発行しなければならないのは、課税事業者と取引を行った場合のみです。免税事業者や個人の消費者との取引で発行する必要はありません。

2. 交付義務の免除

適格請求書を発行すべき取引にかかる値引きなどであっても、その金額が1万円未満であれば適格返還請求書の交付義務が免除されます。例えば、振込料分を減額して支払われたといった少額のケースでは、適格返還請求書を発行する必要はありません。

3. 売掛金から控除される振込料について

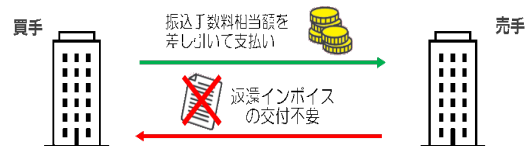
◎売上値引とする場合 下記①へ

◎支払手数料とする場合 下記②-1、②-2へ

① 売上値引処理

インボイス発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます（新消法57の4③、新消令70の9③二）。

通常、振込料相当額は1万円未満となりますので、当該売上値引きに係る返還インボイスの交付義務が免除されます。



▶ 値引き等が1万円未満である場合、返還インボイスの交付が不要

②-1 支払手数料（課税仕入れ）処理

売手が負担する振込手数料相当額について、経理処理を支払手数料（課税仕入れ）として処理している場合には金融機関や取引先から受領するインボイスが必要（*例外あり）となります。

*例外 ただし、振り込みの際にATMを利用した場合は、適格請求書の交付義務が免除されます。振込手数料が3万円未満であれば、適格請求書が発行されていなくても、帳簿への必要事項の記載のみで税額控除を受けられます。ATMで振り込みをした際の振込手数料であることがわかるように、ATMの場所などを帳簿に記載、保存する必要があります。

②-2 支払手数料（売上対価の返還）処理

売手が負担する振込手数料相当額について、経理処理を支払手数料としつつ、消費税法上は、売上げに係る対価の返還等（売上値引きに準じた処理）とすることもできますが、この場合であっても、適用税率に応じた区分のほか、帳簿に売上げに係る対価の返還等に係る事項を記載する必要があります。

この点、支払手数料のコードを売上げに係る対価の返還等と分かるように別に用意するといった、通常の支払手数料と判別できるように明らかにする対応が考えられます。例として、「支払手数料・補助コード 売上返還分」などが考えられます。

4. 会計処理の選択

では、実際にはどの方法を選べばよいのかということですが、

◎売り手側

・売上が振込料の分だけ少なくなっても良いと考えるならば ①へ

・売上が振込料の分だけ少なくなるのは嫌だと考えるならば ②へ

① 売上値引きで処理

国税庁はインボイス制度開始後の「売掛金から控除される振込料」の会計処理として売上値引き処理を一番に挙げています。

振込手数料は通常 1 万円未満ですから「返還インボイス」の交付をする必要はありません。このことから事務負担を少なくできる方法として売上値引き処理を推奨しているようです。

しかし、一取引の振込料が少額であるとはいえ年間合計では相当な金額となり、それが売上から控除されることを敬遠する向きもあります。

② 支払手数料で処理

現状は、売上代金と入金額との差額（振込料）を支払手数料（課税仕入）処理しているケースが多いと思われます。

今まで通りですと支払相手か金融機関から適格請求書をもらう必要があるため、10月1日以降勘定科目は支払手数料でも構わないが、売上代金の値引きであることを明確にし、他の支払手数料と区別するため補助コードを付けることも考えられるとしています。消費税の課税区分は売上対価の返還とするため、この課税区分の違いで区別することも考えられます。

例 科 目 ……支払手数料
補助コード ……売上値引き分
消 費 税 ……売上対価の返還
というような処理が想定されます。補助コードを付けるか否かは任意です。

◎買い手側

現状は、振込料を控除した買掛金を仕入先に振り込み、振込料は引き落とされます。

例えば、買掛金総額が 11,000 円、振込料 330 円の場合は下記仕訳となります。

(借 方) (貸 方)

買掛金 10,670 / 預金 10,670

買掛金 330 / 預金 330

買い手側の仕訳は上記の通りなので消費税は発生しませんが、振込料については金融機関から適格請求書が交付されます。

*買掛金を控除しないで総額を仕入先に振り込む場合には、別途支払った振込料が発生しますが、これは今まで通り支払手数料（課税仕入れ）で処理することになります。

(担当 芝事務所 : 樋口 太)

最低賃金の改定

2023年度の地域別最低賃金の改定は全国全て増額で、前年度より平均 41 円の増加です。最高額は東京都で 41 円増加の 1,113 円となりました。次いで神奈川県が 41 円増加し 1,112 円となりました。大阪府も 41 円増加して 1,064 円、愛知県も 41 円増加し 1,027 円となりました。

変更後、岩手県が 893 円と最も低く次に沖縄県の 896 円と続きます。改定額の全国加重平均額は 1,004 円（昨年度 961 円）でした。全国加重平均額 41 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額です。最も高い東京都と岩手県との金額の差は 220 円となりました。2022 年 10 月以降に適用されます。

その他の関東地方の最低賃金は以下となりました。

| 最低賃金 | 単位：円 | | | |
|------|-------|-------|-----|-------|
| | 2023年 | 2022年 | 増加額 | 発効予定日 |
| 東京都 | 1113 | 1072 | 41 | 10月1日 |
| 神奈川県 | 1112 | 1071 | 41 | 10月1日 |
| 埼玉県 | 1028 | 987 | 41 | 10月1日 |
| 千葉県 | 1026 | 984 | 42 | 10月1日 |
| 栃木県 | 954 | 913 | 41 | 10月1日 |
| 茨城県 | 953 | 911 | 42 | 10月1日 |
| 群馬県 | 935 | 895 | 40 | 10月5日 |

(担当 芝事務所 : 山本 修)